

関原発第464号
2023年11月30日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、

昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、	昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、	昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、	昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、	昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、	昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、	昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、	昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、	昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、	昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、	平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、	平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、	平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、	平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、	平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、	平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、	平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、	平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
平成 9年 8月27日付 平械09・08・07第 9号、	平成10年 6月25日付 平械10・06・22第15号、
平成10年 9月25日付 平械10・08・11第16号、	平成11年 3月29日付 平械11・01・20第16号、
平成11年 9月 1日付 平械11・07・29第19号、	平成12年 6月26日付 平械12・06・12第11号、
平成13年 1月 5日付 平械12・08・31第10号、	平成13年 1月19日付 平械13・01・19第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、
令和元年12月11日付 原規規発第1912116号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005263号、
令和 2年 6月11日付 原規規発第2006113号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102194号、
令和 3年 9月16日付 原規規発第21091610号、
令和 4年 3月24日付 原規規発第2203243号、
令和 4年 6月22日付 原規規発第2206224号、
令和 5年 5月17日付 原規規発第2305179号で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号、
令和 2年 2月21日付 原規規発第2002212号、
令和 2年 6月 3日付 原規規発第2006033号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006194号、
令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106045号、
令和 3年11月24日付 原規規発第2111242号、
令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204072号、
令和 4年 8月24日付 原規規発第2208242号及び

2. 変更の理由

(1) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
- ・所長室の再編

(2) 職務分担見直しに伴う変更

職務分担見直しに伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・品質向上機能の強化
- ・原子燃料業務の一元化
- ・輸入廃棄物に係る業務の移管
- ・保修課職務分担の見直し

(3) 記載の適正化

第34条（計測および制御設備）、第78条（外部電源）、第90条（重大事故等対処設備）および第136条（所員への保安教育）について、記載の適正化を行う。

3. 施行期日

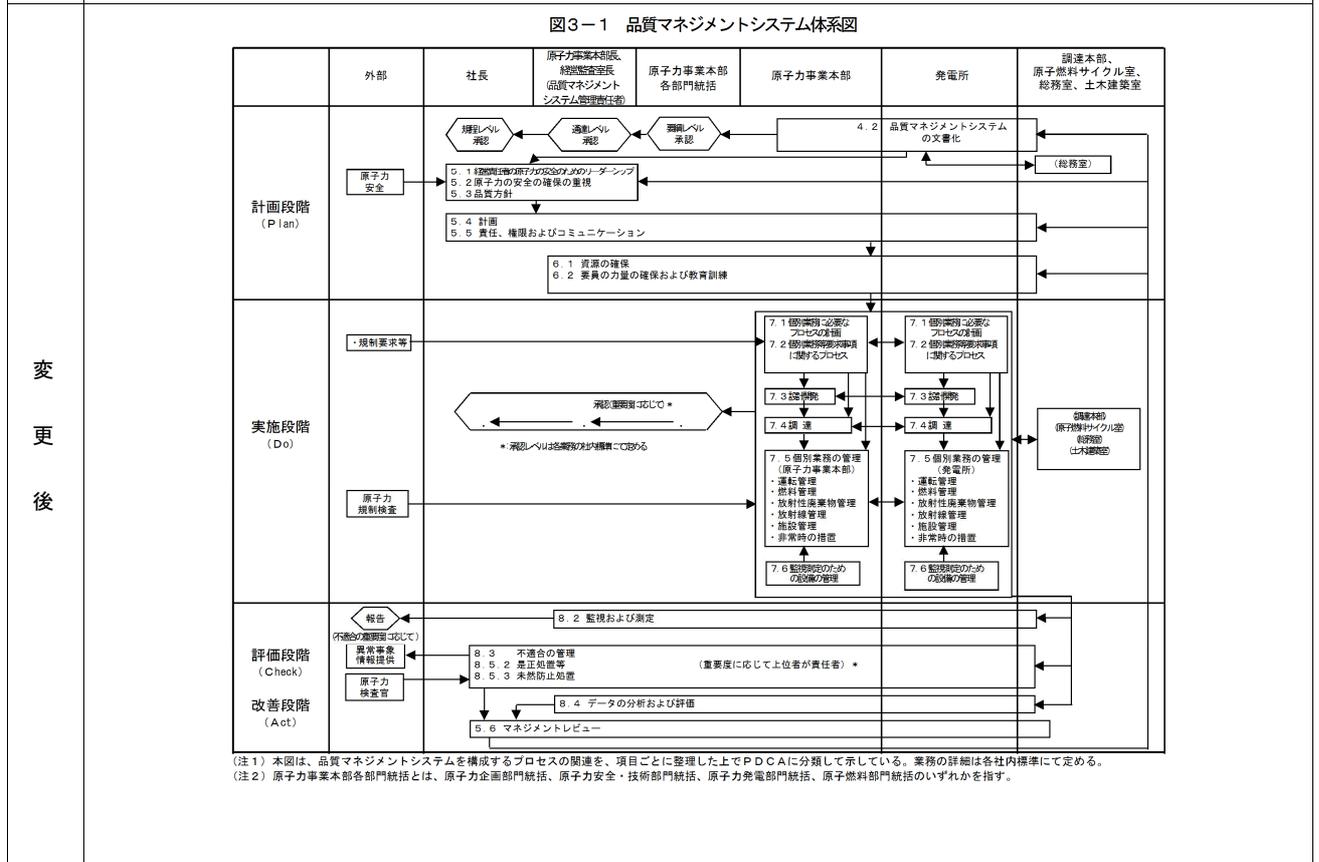
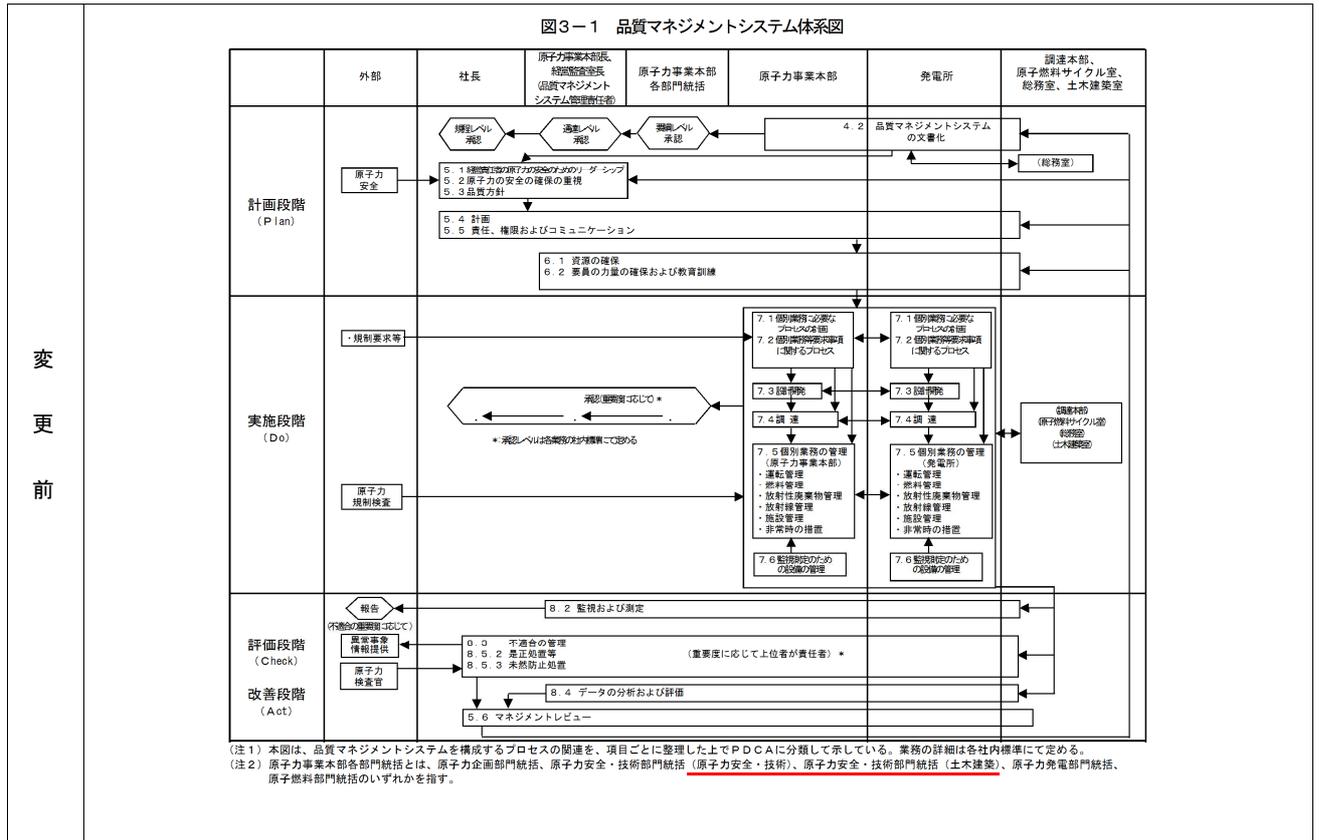
(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

(2) 本規定施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、2024年7月1日に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表



理由 組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				理由
<p>表3-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p>								
<p>表3-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p>								
本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		項目	社内標準名		所管箇所	
		1次文書	2次文書		1次文書	2次文書		
4. 2. 3 4. 2. 4	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における文書・記録管理通達	文書の管理 記録の管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	原子力事業本部 原子力企画部門	
8. 2. 2	内部監査	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における内部監査通達	内部監査	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	経営監査室	
8. 3 8. 5. 2	不適合の管理 是正処置等	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	不適合管理および是正処置通達	不適合の管理 是正処置等	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力企画部門	原子力事業本部 原子力企画部門	職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)
8. 5. 2 8. 5. 3	是正処置等 未然防止処置	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	未然防止処置通達	是正処置等 未然防止処置	未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力企画部門	原子力事業本部 原子力企画部門	職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)
<p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。</p>								
<p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。</p>								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
			1次文書	2次文書			
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門		
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第2条の2、第3条	
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門		
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第6条、第8条	
	6. 1	資源の確保		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	6. 2	要員の力量の確保および教育訓練		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第136条、第137条	
変更後	表3-2：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目		社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
				1次文書	2次文書		
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第2条の2、第3条	
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第6条、第8条	
	6. 1	資源の確保		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門		
	6. 2	要員の力量の確保および教育訓練		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第136条、第137条	
理由	職務分担見直しに伴う変更（品質向上機能の強化）						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2 (続き)						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
			1次文書	2次文書			
		6. 1 7. 1 7. 2	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条、第125条、第125条の4、第125条の5、第139条
		7. 5 7. 6		燃料管理	原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第99条から第104条、第139条
		8. 2. 4		放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第109条、第139条
				放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第110条から第124条、第127条の2、第134条の2、第139条
		施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第125条から第125条の5	
		非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第126条、第127条、第128条から第134条、第135条	
		その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条、第10条、第12条の2、第125条の6	
原子燃料サイクル通達				原子力事業本部 原子燃料部門	第99条から第104条、第105条の5		
火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門			第18条			
変更後	表3-2 (続き)						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
			1次文書	2次文書			
		6. 1 7. 1 7. 2	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条、第125条、第125条の4、第125条の5、第139条
		7. 5 7. 6		燃料管理	原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第99条から第104条、第139条
		8. 2. 4		放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第109条、第139条
				放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第110条から第124条、第127条の2、第134条の2、第139条
		施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第125条から第125条の5	
		非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第126条、第127条、第128条から第134条、第135条	
		その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条、第10条、第12条の2、第125条の6	
原子燃料サイクル通達				原子力事業本部 原子燃料部門	第99条から第104条、第105条の5		
火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門			第18条			
理由	職務分担見直しに伴う変更（原子燃料業務の一元化）						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第125条
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
				監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
変更後	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第125条
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
				監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
理由	変更なし					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	8. 2. 3	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
原子力部門における内部監査通達				経営監査室		
運転管理通達				原子力事業本部 原子力発電部門		
不適合管理および是正処置通達				原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>		
未然防止処置通達				原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>		
7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門		
8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>		
変更後	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	8. 2. 3	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
原子力部門における内部監査通達				経営監査室		
運転管理通達				原子力事業本部 原子力発電部門		
不適合管理および是正処置通達				原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>		
未然防止処置通達				原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>		
7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門		
8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>		
理由	職務分担見直しに伴う変更（品質向上機能の強化）					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>図4 (続き) 【発電所】</p> <p>(※1) 発電所主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 <p>(※2) 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 	<p>図4 (続き) 【発電所】</p> <p>(※1) 発電所主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 総務課長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 <p>(※2) 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安(原子力安全・技術部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備を含む)。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子力発電所の品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物の設計・保安に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(8)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(8)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、要員・組織計画、要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電所の運転保守(原子燃料部門統括所管業務を除く)、放射線管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物の設計・保安に関する業務および高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)および原子力発電所の燃料管理に係る運転保守に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約および輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(13) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(14) 第1項(6)から(8)、(12)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p> <p>(15) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(16) 第1項(5)から(13)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(17) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上げ。以下同じ)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化、原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電電圧品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括）に関する業務を除く。）を含む。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(9)から(14)および(16)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電電圧品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 総務課長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(12) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(13) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(22) 第2項(3)から(21)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括）に関する業務を除く。）を含む。</p> <p>(23) 第2項(5)、(6)、(9)から(13)および(15)から(20)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(24) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(25) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上げ。以下、同じ）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができ る品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、技術課長または保 全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しない こととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>(26) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができ る品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保 全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこ ととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の 繰り上げ）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電保安委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電保安委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)、<u>同項(9)から(16)から(21)</u>に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)から(11)および(15)から(20)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (番号の繰り上げ)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 保安計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長および当直長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 保安計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長および当直長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 保安計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 保安計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長、保全計画課長および電気保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保安課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) 機械保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、発電室長および保全計画課長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鞍谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 総務課長、保全計画課長および電気保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 総務課長、発電室長、電気保安課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) 機械保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、発電室長および保全計画課長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鞍谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること (2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うための必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力安全・技術部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること (2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うための必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	(計測および制御設備)									
	第 34 条									
	表 34-4 事故時監視計装									
項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更前	1次冷却系計装 ^{※1}	1次冷却材圧力 (広域)	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長	
		1次冷却材温度 (広域) (高温側)	4							
		1次冷却材温度 (広域) (低温側)	4							
		加圧器水位	2							
	化学体積制御系計装 ^{※1}	ほう騰タンク水位	2	各ライン2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	連やかに	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		主蒸気ライン圧力	2							
		復水ピット水位	2							
		蒸気発生器水位 (広域)	4							
	主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※1}	蒸気発生器水位 (狭域)	4	各SG2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		補助給水流量	4							
		燃料取替用水ピット水位	2							
		燃料取替用水ピット水位	2							
	燃料取替用水系計装 ^{※1}	燃料取替用水ピット水位	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器再循環サンプル水位 (広域)	2							
		格納容器再循環サンプル水位 (狭域)	2							
		格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器関連計装 ^{※1}	格納容器内温度	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2							
		格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
		原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
原子炉補機冷却系計装 ^{※1}	制御用空気が圧力	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	非常用炉心冷却系計装 ^{※1}	2								
	高圧安全注入流量	2								
	低圧安全注入流量	2								

※20：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
 ※21：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる
 各計装が動作不能時は、第90条 (表90-16) の運転上の制限も確認する。

変更後	(計測および制御設備)									
	第 34 条									
	表 34-4 事故時監視計装									
項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更後	1次冷却系計装 ^{※1}	1次冷却材圧力 (広域)	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長	
		1次冷却材温度 (広域) (高温側)	4							
		1次冷却材温度 (広域) (低温側)	4							
		加圧器水位	2							
	化学体積制御系計装 ^{※1}	ほう騰タンク水位	2	各ライン2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	連やかに	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		主蒸気ライン圧力	2							
		復水ピット水位	2							
		蒸気発生器水位 (広域)	4							
	主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※1}	蒸気発生器水位 (狭域)	4	各SG2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		補助給水流量	4							
		燃料取替用水ピット水位	2							
		燃料取替用水ピット水位	2							
	燃料取替用水系計装 ^{※1}	燃料取替用水ピット水位	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器再循環サンプル水位 (広域)	2							
		格納容器再循環サンプル水位 (狭域)	2							
		格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器関連計装 ^{※1}	格納容器内温度	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長
		格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2							
		格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
		原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
原子炉補機冷却系計装 ^{※1}	制御用空気が圧力	2	各SG2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	非常用炉心冷却系計装 ^{※1}	2								
	高圧安全注入流量	2								
	低圧安全注入流量	2								

※20：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
 ※21：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる
 各計装が動作不能時は、第90条 (表90-16) の運転上の制限も確認する。

理由 記載の適正化

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由																														
<p>(外部電源) 第78条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>表78-2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="422 1355 1316 2119"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 20日</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 10日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日	<p>(外部電源) 第78条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>表78-2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="422 488 1316 1254"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 20日</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 10日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日	<p>記載の適正化</p>
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日																														
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日																														
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 20日																														
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日																														
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日																														
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 20日																														
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日																														
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>																														

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備) 第90条 次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、<u>総務課長</u>、<u>所長室課長</u>(総務)、技術課長、当直長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、表90-2から表90-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第90条 次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、<u>総務課長</u>、<u>技術課長</u>、<u>当直長</u>、<u>保全計画課長</u>、<u>土木建築課長</u>、<u>電気工事グループ課長</u>および<u>機械工事グループ課長</u>(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、表90-2から表90-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

90-16-1 計装設備		機 能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	条 件			措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
最終ヒートシンクの確保	格納容器圧力 (広域)	①主要パラメータの他チャンネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気係修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30日 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。 ^{※7}	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係修課長および機械係修課長 ^{※8} 当直課長	
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係修課長および機械係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気係修課長および機械係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気係修課長および機械係修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30日 30日	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長	
	[AM用原子炉補機冷却水サージタンク圧力] ^{※5}	①原子炉補機冷却水サージタンク圧力	1								
	[格納容器再循環ユニット冷却水流量] ^{※5}	①格納容器内温度 ②格納容器圧力 (広域)	1								
	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	①主要パラメータの予備 ②格納容器内温度 ③格納容器圧力 (広域)	1								
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネル または他ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域) ③1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器水位 (狭域)	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域) ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器水位 (広域)	①蒸気発生器水位 (狭域) ②1次冷却材低温側温度 (広域) ③1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器補助給水流量	①復水ピット水位 ②蒸気発生器水位 (広域) ③蒸気発生器水位 (狭域)	1								
	[蒸気発生器主蒸気流量] ^{※5}	①主要パラメータの他チャンネル ^{※6} ②主蒸気圧力 ③蒸気発生器水位 (狭域) ④蒸気発生器水位 (広域) ⑤蒸気発生器補助給水流量	1								
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4：代替品の補充等(可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)。 ※5：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※7：可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力を除く。 ※8：原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。</p>											
最終ヒートシンクの確保	格納容器圧力 (広域)	①主要パラメータの他チャンネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気係修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30日 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。 ^{※7}	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係修課長 当直課長	
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気係修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30日 30日	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長	
	[AM用原子炉補機冷却水サージタンク圧力] ^{※5}	①原子炉補機冷却水サージタンク圧力	1								
	[格納容器再循環ユニット冷却水流量] ^{※5}	①格納容器内温度 ②格納容器圧力 (広域)	1								
	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	①主要パラメータの予備 ②格納容器内温度 ③格納容器圧力 (広域)	1								
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネル または他ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域) ③1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器水位 (狭域)	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域) ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器水位 (広域)	①蒸気発生器水位 (狭域) ②1次冷却材低温側温度 (広域) ③1次冷却材高温側温度 (広域)	1								
	蒸気発生器補助給水流量	①復水ピット水位 ②蒸気発生器水位 (広域) ③蒸気発生器水位 (狭域)	1								
	[蒸気発生器主蒸気流量] ^{※5}	①主要パラメータの他チャンネル ^{※6} ②主蒸気圧力 ③蒸気発生器水位 (狭域) ④蒸気発生器水位 (広域) ⑤蒸気発生器補助給水流量	1								
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4：代替品の補充等(可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)。 ※5：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※7：可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力を除く。</p>											
理由	職務分担見直しに伴う変更 (保守課職務分担の見直し)										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
格納容器パイプスの監視	〔復水器空気抽出器ガスモニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係修課長 および 係修課長 ^{※6} 当直課長
	〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1				30日			
	〔高感度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		B. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
	〔排気筒ガスモニタ〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		C. モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
	〔原子炉周辺建屋サンパンク水位〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1					速やかに		
	〔余熱除去ポンプ吐出圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		D. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔加圧器逃がしタンク圧力(広域)〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※6：原子炉周辺建屋サンパンク水位について実施する。</p>										
格納容器パイプスの監視	〔復水器空気抽出器ガスモニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気係修課長 当直課長
	〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1				30日			
	〔高感度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		B. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
	〔排気筒ガスモニタ〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		C. モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
	〔原子炉周辺建屋サンパンク水位〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1					速やかに		
	〔余熱除去ポンプ吐出圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		D. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔加圧器逃がしタンク圧力(広域)〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>										
理	記載の適正化									
由										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(特重施設を構成する設備) 第90条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表90の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(特重施設を構成する設備) 第90条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表90の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限の確認) 第92条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室グループ長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ長(以下、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第91条の2の第2項(以下、本編各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等)により行う。)</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第92条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室グループ長、総務課長、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ長(以下、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第91条の2の第2項(以下、本編各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等)により行う。)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第93条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、当直長、保安計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)が第3節第20条から第91条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第93条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、総務課長、技術課長、当直長、保安計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)が第3節第20条から第91条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

理 由	変更後	変更前
<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第94条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、総務課長、技術課長、当直長、保安計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求されるものとす。範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表93-1の例に準拠するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第94条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室課長、所長室グループ課長、当直長、保安計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求されるものとす。範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表93-1の例に準拠するものとする。</p> <p>(以下略)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限に関する記録) 第 9 5 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。 2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長)以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。 ならびに当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合に通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、次の各項を引継日誌等に記録する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保修作業を含む) (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻 3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。 (1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容 (2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) 運転上の制限外から復帰している場合、復帰している時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第 9 5 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。 2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、総務課長、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長)以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。 ならびに当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合に通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、次の各項を引継日誌等に記録する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保修作業を含む) (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻 3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。 (1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容 (2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) 運転上の制限外から復帰している場合、復帰している時刻</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(燃料の取替等) 第102条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) F_{NXX} (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび F_{NAH} (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F_Q (i) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子炉発電部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)に基づき移動すること。で、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。 (6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(燃料の取替等) 第102条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) F_{NXX} (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび F_{NAH} (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F_Q (i) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子燃料部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)に基づき移動すること。で、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。 (6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更(原子燃料業務の一元化)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(輸入廃棄物の管理) 第105条の5 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>(輸入廃棄物の管理) 第105条の5 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管) 職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	変更前	第126図 原子力防災組織図				
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
変更前		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
変更後		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制
		班	班長	副班長	業務体制	原子力防災体制

* 1: 原子力防災管理者は、複号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・ 副本部長または本部署から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・ 号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。
 * 2: 原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

理由 組織改正に伴う変更(所長室の再編)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(所員への保安教育) 第136条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表136-1、表136-2および表136-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。 2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(所員への保安教育) 第136条 総務課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表136-1、表136-2および表136-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。 2. 総務課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 総務課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに総務課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編) 組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編) 組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

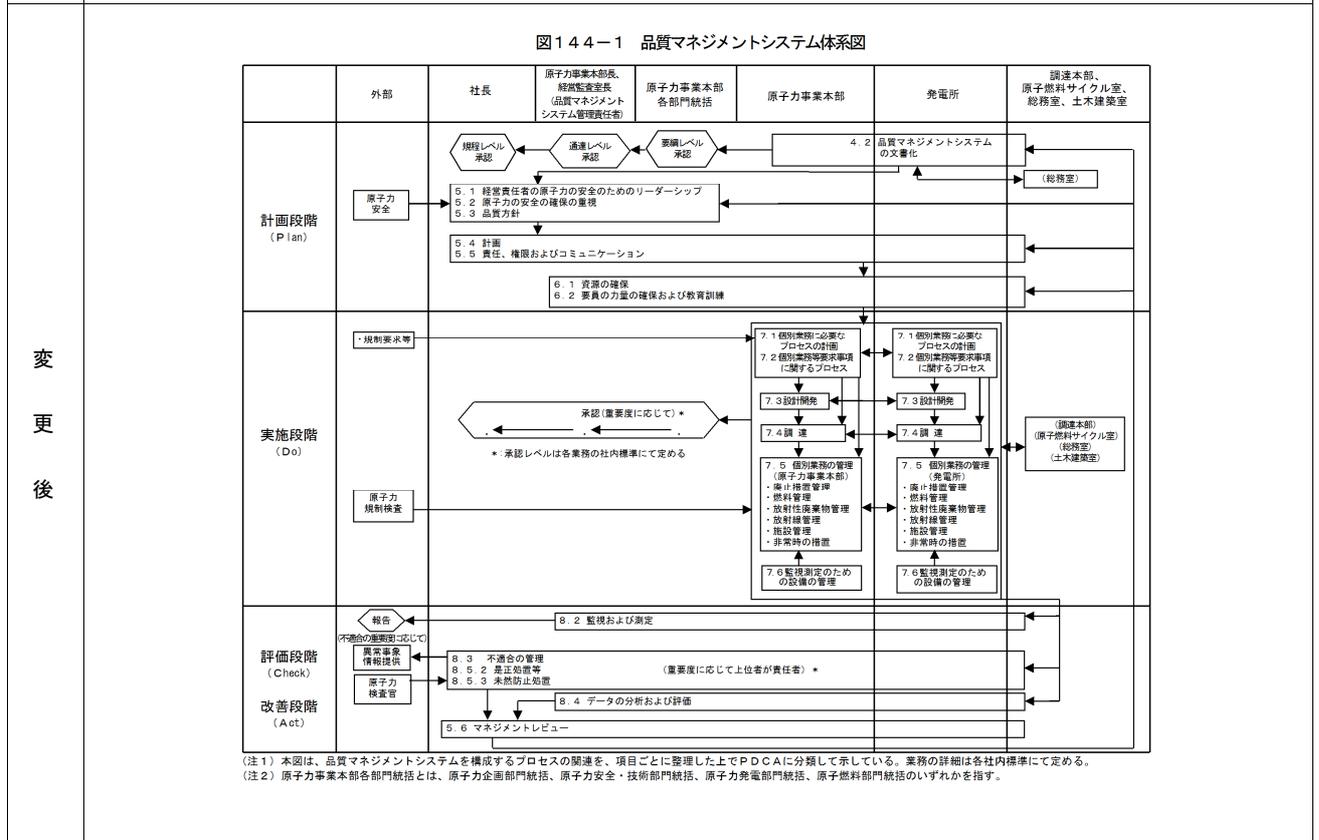
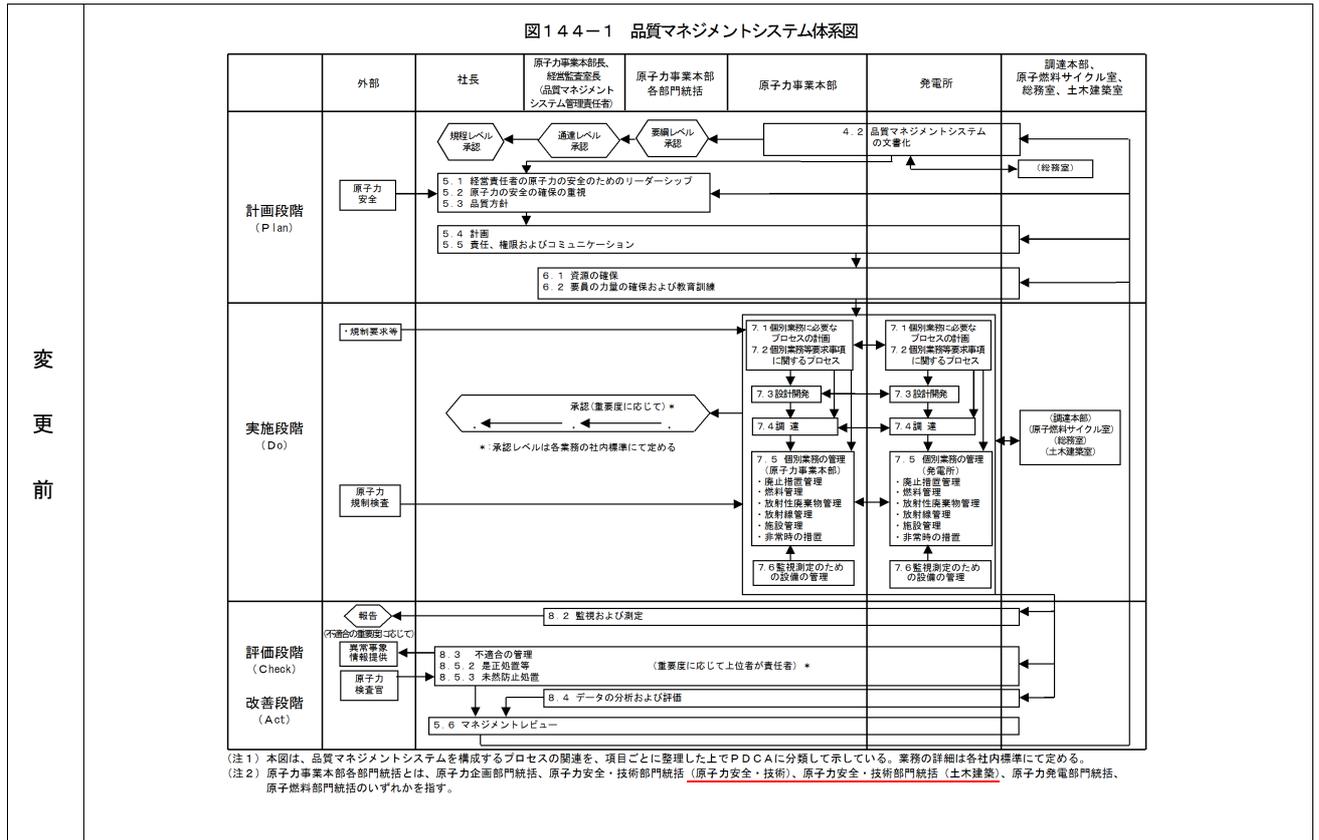
変 更 前	表 136-3 保安教育実施方針（運転員等）														
	保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1						実施時期および教育時間				
	中分類	小分類 (項目)	細目		当直班長 当直主任 (3, 4号炉担当)	運転員 (3, 4号炉担当) 第7号炉担当 (3, 4号炉担当)	主操運転員 副操運転員 (3, 4号炉担当) (1, 2号炉担当)	補修運転員 (3, 4号炉担当)	放射性廃棄物処理 設備の業務に 関わる者	燃料貯蔵の業務に 関わる者		特設施設要員			
変 更 前	原子炉施設保安規定および法令等の遵守に関する事項	放射線防護保安規定および法令等の遵守※2	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規程の概要および法令等の遵守※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			原子炉物理・臨界管理	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転管理Ⅰ	運転上の過剰についての概要 運転上の異常事項の概要 運転上の制約の概要 異常時の措置の概要 近接点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			監視点検・定期的検査Ⅰ	定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (現場検察対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 異常発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (特設施設対応)	各設備の運転操作の概要 異常発生時の対応 運転上の過剰の運用と監視 異常時の措置の概要と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転管理Ⅱ	運転上の異常事項の発生と管理方法 運転上の制約の具体的な詳細と制約を越えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			監視点検・定期的検査Ⅱ	定期的に実施するサーベイランスの運用と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 異常発生時の操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転管理Ⅲ	運転上の過剰に関する異常事項の概要と制約を越えた場合の措置 制約および制約を越えた場合の措置の頻度と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応※6 (指揮、状況判断)	異常発生時の監視項目 異常発生時の対応（判断、指揮命令） 異常発生時の監視項目 異常発生時の対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ シミュレータ訓練Ⅱ シミュレータ訓練Ⅲ	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			施設管理	施設管理計画に関することⅠ 施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			変 更 後	放射線防護保安規定および法令等の遵守に関する事項	放射線防護保安規定および法令等の遵守※2	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規程の概要および法令等の遵守※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×				×	×	×	×	×	×	×	×		
原子炉物理・臨界管理	◎※3	◎				◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
運転管理Ⅰ	運転上の過剰についての概要 運転上の異常事項の概要 運転上の制約の概要 異常時の措置の概要 近接点検の範囲と確認項目	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
監視点検・定期的検査Ⅰ	定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
異常時対応※6 (現場検察対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 異常発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
異常時対応※6 (特設施設対応)	各設備の運転操作の概要 異常発生時の対応 運転上の過剰の運用と監視 異常時の措置の概要と確認項目	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
運転管理Ⅱ	運転上の異常事項の発生と管理方法 運転上の制約の具体的な詳細と制約を越えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
監視点検・定期的検査Ⅱ	定期的に実施するサーベイランスの運用と基準値	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
異常時対応※6 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 異常発生時の操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
運転管理Ⅲ	運転上の過剰に関する異常事項の概要と制約を越えた場合の措置 制約および制約を越えた場合の措置の頻度と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
異常時対応※6 (指揮、状況判断)	異常発生時の監視項目 異常発生時の対応（判断、指揮命令） 異常発生時の監視項目 異常発生時の対応訓練	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ シミュレータ訓練Ⅱ シミュレータ訓練Ⅲ	◎※3				◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
施設管理	施設管理計画に関することⅠ 施設管理計画に関することⅡ	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
理 由	放射線防護保安規定および法令等の遵守に関する事項	放射線防護保安規定および法令等の遵守※2				総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規程の概要および法令等の遵守※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			原子炉物理・臨界管理	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理Ⅰ	運転上の過剰についての概要 運転上の異常事項の概要 運転上の制約の概要 異常時の措置の概要 近接点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			監視点検・定期的検査Ⅰ	定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時対応※6 (現場検察対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 異常発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時対応※6 (特設施設対応)	各設備の運転操作の概要 異常発生時の対応 運転上の過剰の運用と監視 異常時の措置の概要と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理Ⅱ	運転上の異常事項の発生と管理方法 運転上の制約の具体的な詳細と制約を越えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			監視点検・定期的検査Ⅱ	定期的に実施するサーベイランスの運用と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時対応※6 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 異常発生時の操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理Ⅲ	運転上の過剰に関する異常事項の概要と制約を越えた場合の措置 制約および制約を越えた場合の措置の頻度と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時対応※6 (指揮、状況判断)	異常発生時の監視項目 異常発生時の対応（判断、指揮命令） 異常発生時の監視項目 異常発生時の対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ シミュレータ訓練Ⅱ シミュレータ訓練Ⅲ	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			施設管理	施設管理計画に関することⅠ 施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第137条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表137の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育) 第137条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表137の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表



理由 組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		理由
<p>表144-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p>				
<p>表144-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p>				
<p>本品質マネジメントシステム計画関連条項</p> <p>4. 2. 3 4. 2. 4</p> <p>8. 2. 2</p> <p>8. 3 8. 5. 2</p> <p>8. 5. 2 8. 5. 3</p>	<p>項目</p> <p>文書の管理 記録の管理</p> <p>内部監査</p> <p>不適合の管理 是正処置等</p> <p>是正処置等 未然防止処置</p>	<p>社内標準名</p> <p>1次文書 原子力発電の安全に係る品質保証規程※1</p> <p>2次文書 原子力部門における文書・記録管理通達 原子力部門における内部監査通達 不適合管理および是正処置通達 未然防止処置通達</p>	<p>所管箇所</p> <p>原子力事業本部 原子力企画部門</p> <p>経営監査室</p> <p>原子力事業本部 原子力企画部門</p> <p>原子力事業本部 原子力企画部門</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)</p>
<p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表 1 4 4 - 2 : 本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 4 3 条、第 1 4 4 条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 4 7 条、第 1 4 8 条
6. 1	資源の確保	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門		
6. 2	要員の力量の確保および教育訓練	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	第 2 0 6 条、第 2 0 7 条	
変更後	表 1 4 4 - 2 : 本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第 1 4 3 条、第 1 4 4 条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第 1 4 7 条、第 1 4 8 条
6. 1	資源の確保	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門		
6. 2	要員の力量の確保および教育訓練	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	第 2 0 6 条、第 2 0 7 条	
理由	職務分担見直しに伴う変更（品質向上機能の強化）					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	表 1 4 4 - 2 (続 き)						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項 目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
		1 次文書	2 次文書				
変 更 前	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	廃止措置管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	廃止措置管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 4 9 条、第 1 5 0 条、第 1 5 6 条、第 1 5 9 条から第 1 6 1 条	
				運転管理通達			第 1 5 2 条から第 1 5 5 条、第 1 5 7 条、第 1 5 8 条、第 1 6 2 条から第 1 6 5 条、第 1 9 2 条、第 1 9 2 条の 4、第 1 9 2 条の 5、第 2 0 9 条
	燃料管理	原子燃料管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 6 6 条から第 1 6 9 条、第 2 0 9 条		
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 7 0 条から第 1 7 6 条、第 2 0 9 条		
	放射線管理	放射線管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 7 7 条から第 1 9 1 条、第 1 9 6 条、第 2 0 4 条、第 2 0 9 条		
	施設管理	施設管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 9 2 条から第 1 9 2 条の 5		
	非常時の措置	非常時の措置通達		原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第 1 5 8 条、第 1 9 4 条、第 1 9 5 条、第 1 9 7 条から第 2 0 3 条、第 2 0 5 条		
	その他	原子燃料サイクル通達		原子力事業本部 原子燃料部門	第 1 6 6 条から第 1 6 9 条、第 1 7 2 条の 2		
変 更 後	表 1 4 4 - 2 (続 き)						
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項 目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
			1 次文書	2 次文書			
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	廃止措置管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	廃止措置管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 4 9 条、第 1 5 0 条、第 1 5 6 条、第 1 5 9 条から第 1 6 1 条	
				運転管理通達			第 1 5 2 条から第 1 5 5 条、第 1 5 7 条、第 1 5 8 条、第 1 6 2 条から第 1 6 5 条、第 1 9 2 条、第 1 9 2 条の 4、第 1 9 2 条の 5、第 2 0 9 条
		燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第 1 6 6 条から第 1 6 9 条、第 2 0 9 条	
		放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 7 0 条から第 1 7 6 条、第 2 0 9 条	
		放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 7 7 条から第 1 9 1 条、第 1 9 6 条、第 2 0 4 条、第 2 0 9 条	
施設管理		施設管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 9 2 条から第 1 9 2 条の 5		
非常時の措置		非常時の措置通達		原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第 1 5 8 条、第 1 9 4 条、第 1 9 5 条、第 1 9 7 条から第 2 0 3 条、第 2 0 5 条		
その他		原子燃料サイクル通達		原子力事業本部 原子燃料部門	第 1 6 6 条から第 1 6 9 条、第 1 7 2 条の 2		
理 由	職務分担見直しに伴う変更（原子燃料業務の一元化）						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表144-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第192条
				原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
変更後	表144-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第192条
				原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
理由	変更なし					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表144-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次文書	2次文書			
	8. 2. 3	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
				原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
				運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
				未然防止処置通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
	7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
変更後	表144-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次文書	2次文書			
	8. 2. 3	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
				原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
				運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
				未然防止処置通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
	7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
理由	職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務 (保安に関する組織) 第145条 発電所の保安に関する組織は、図145のとおりとする。</p> <p>図145 【本店】</p>	<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務 (保安に関する組織) 第145条 発電所の保安に関する組織は、図145のとおりとする。</p> <p>図145 【本店】</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>図 1 4 5 (続き) 【発電所】</p> <p>(※1) 発電所長 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビユー</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 廃止措置主任者</p>	<p>図 1 4 5 (続き) 【発電所】</p> <p>(※1) 発電所長 原子力発電 安全運営委員会 発電所レビユー</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 廃止措置主任者</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設的安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設設計・保安(原子力安全・技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(8)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(8)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、要員・組織計画、要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設的安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設設計・保安(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電施設設計・保安および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守(原子燃料部門統括所管業務を除く。)、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)および原子力発電所の燃料管理に係る運転保守に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約および輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(13) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(14) 第1項(6)から(8)、(12)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(15) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(16) 第1項(5)から(13)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(17) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上げ。以下同じ)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化、原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気係修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械係修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置工事課長は、廃止措置工事^{※1}の総括および原子炉施設の廃止措置工事^{※1}（放射線管理課長、電気係修課長、機械係修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(23) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括を除く。）を含む。）。</p> <p>(25) 第2項(5)、(6)および(10)から(22)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(26) 各職位は、第144条8、2、4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要となる場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を</p>	<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 総務課長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</p> <p>(11) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(12) 廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気係修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械係修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事^{※1}のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置工事課長は、廃止措置工事^{※1}の総括および原子炉施設の廃止措置工事^{※1}（放射線管理課長、電気係修課長、機械係修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括を除く。）を含む。）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)および(9)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第144条8、2、4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要となる場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上げ。以下、同じ）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>実施することができる。 (27) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)に基づき実施する工事をいう。</p>	<p>実施することができる。 (26) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)に基づき実施する工事をいう。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上げ)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会) 第147条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会 で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会) 第147条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会 で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会) 第148条 発電所に原子力発電安全運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第146条第2項(3)、(5)、(7)、<u>同項(9)から(13)および(16)から(22)</u>に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会) 第148条 発電所に原子力発電安全運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第146条第2項(3)、(5)、(7)から(12)および(15)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (番号の繰り上げ)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(輸入廃棄物の管理) 第172条の2 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>(輸入廃棄物の管理) 第172条の2 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管) 職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	変更前	図 194 原子力防災組織図		管営体制		原子力防災体制			
		班	班長	副班長	主 な 職 務		主 な 職 務		
<p>本 部 長 (発電所長)</p> <p>原子力 防災管理者*1</p> <p>副 本 部 長 (経営管理部長)</p> <p>原子力安全統括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営統括長、 品質保証室長</p> <p>本 部 附</p> <p>副本部長および班長を除く、各課(室)長以上</p>	<p>本 部 長 (発電所長)</p> <p>原子力 防災管理者*1</p> <p>副 本 部 長 (経営管理部長)</p> <p>原子力安全統括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営統括長、 品質保証室長</p> <p>本 部 附</p> <p>副本部長および班長を除く、各課(室)長以上</p>	指揮班	所長室課長(総務)	所長室の係長(地域担当を除く)	1. 管営本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害準備措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害準備措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 他の班に属さない事務事項			
		広報班	所長室課長(地域)	所長室の係長(地域担当)	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援			
		情報班	技術課長	技術課の係長	1. 社内管営本部との情報受取、伝達 2. 発電所管営本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項	1. 社内対策本部との情報受取、伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項			
		安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所構内の警備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和と操作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援			
		放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援			
		発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、廃止措置管理課長、当直課長、当直長、当直主任	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動			
		保修班	保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、機械保修課、土木建築課の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作可能な装置等の操作			
		特命班	副本部長または本部附	発電所対策本部長が指名した者	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応			
		<p>* 1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。 ・副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 ・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。</p>							
		<p>本 部 長 (発電所長)</p> <p>原子力 防災管理者*1</p> <p>副 本 部 長 (経営管理部長)</p> <p>原子力安全統括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営統括長、 品質保証室長</p> <p>本 部 附</p> <p>副本部長および班長を除く、各課(室)長以上</p>	<p>本 部 長 (発電所長)</p> <p>原子力 防災管理者*1</p> <p>副 本 部 長 (経営管理部長)</p> <p>原子力安全統括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営統括長、 品質保証室長</p> <p>本 部 附</p> <p>副本部長および班長を除く、各課(室)長以上</p>	指揮班	総務課長	総務課の係長	1. 管営本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害準備措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害準備措置 5. 緊急時活動用資機材の調達、輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	
広報班	地域共生課長			地域共生課の係長	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援			
情報班	技術課長			技術課の係長	1. 社内管営本部との情報受取、伝達 2. 発電所管営本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項	1. 社内対策本部との情報受取、伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項			
安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長			安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所構内の警備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和と操作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援			
放射線管理班	放射線管理課長			放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備、点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援			
発電班	発電室長			発電室の係長、定検課長、廃止措置管理課長、当直課長、当直長、当直主任	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動			
保修班	保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長			保全計画課、電気保修課、機械保修課、土木建築課の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所設備の整備、点検 3. 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作可能な装置等の操作			
特命班	副本部長または本部附			発電所対策本部長が指名した者	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応			
<p>* 1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。 ・副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 ・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。</p>									
理 由	組織改正に伴う変更(所長室の再編)								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(所員への保安教育) 第206条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理および廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表206-1、表206-2および表206-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第148条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(所員への保安教育) 第206条 総務課長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理および廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表206-1、表206-2および表206-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 総務課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第148条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 総務課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに総務課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第207条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を承認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育) 第207条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を承認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成 26 原安防通達第 4 号一) (施行期日) 第 1 条 この通達は、年 月 日から施行する。 2. 本通達施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、2024 年 7 月 1 日に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会 の認可を受けた日を 改正日とする。 この規定は、原子力規制委 員会の認可を受けた日よ り起算し、10日を超えな い範囲で施行する。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>5 津波 保安計画課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>6 竜巻 保安計画課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p>	<p>(b) 原子力安全・技術部門統括は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 保安計画課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>6 竜巻 保安計画課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理 由
<p>(2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第136条および第137条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 総務課長は、第136条および第137条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、A・P・C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、A・P・C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 (略)</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。 (7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。 (4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子力施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。 本店対策本部(中之島)においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。 本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 (イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。 また、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 (略)</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。 (7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。 (4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子力施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。 本店対策本部(中之島)においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。 本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 (イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。 また、原子力安全・技術部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>
<p>(2) 教育訓練の実施 (略)</p>	<p>(2) 教育訓練の実施 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 (略)</p> <p>(3) 資機材の配備 ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。 イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)、原子力安全・技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括は、支援等のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (略)</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。 ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織が、被災および低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 総務課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 (略)</p> <p>(3) 資機材の配備 ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。 イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括および原子力発電部門統括は、支援等のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (略)</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。 ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織が、被災および低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 また、原子力事業者が災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>1. 4 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 4 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

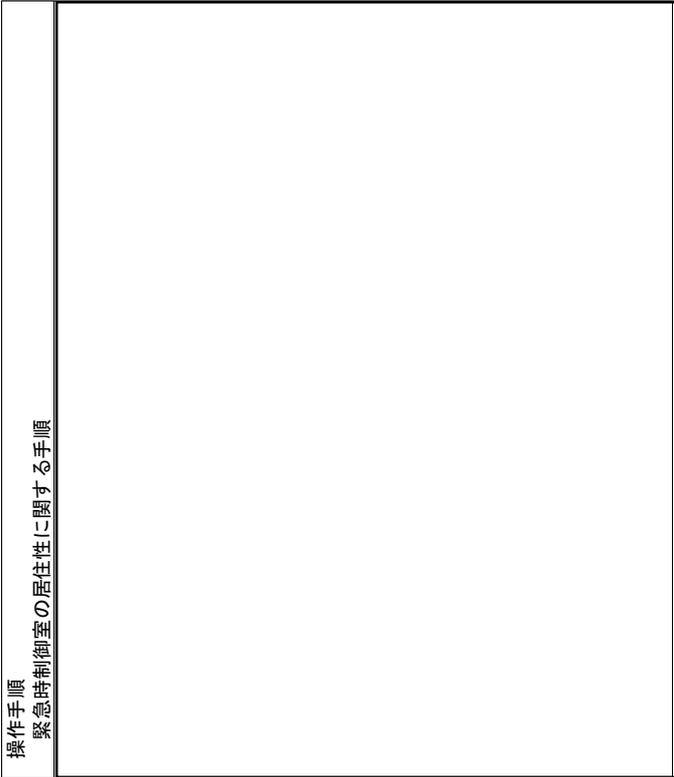
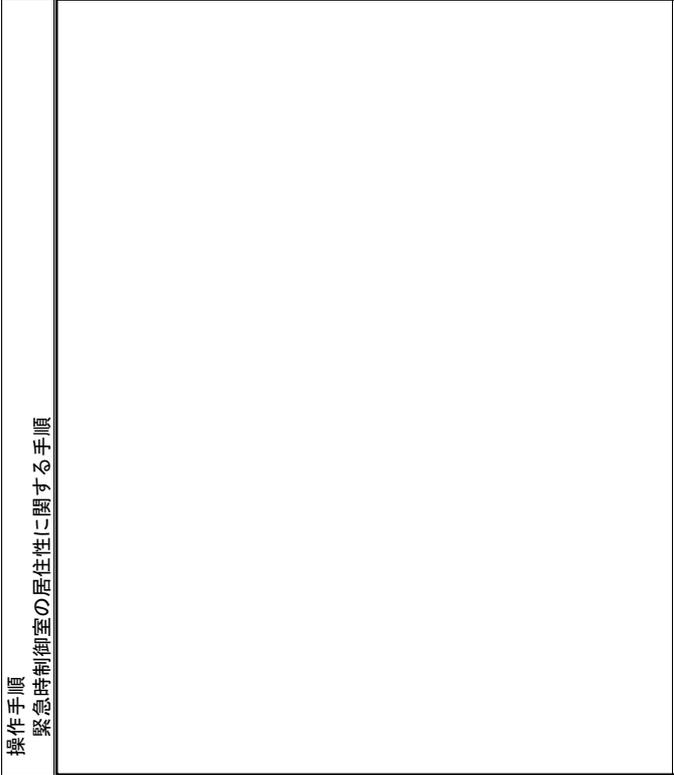
大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>
<p>2. 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (略)</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (略)</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 総務課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (略)</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>A P C等による大規模損壊発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順 (略)</p> <p>表-27 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p>  <p>(以下略)</p>	<p>A P C等による大規模損壊発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順 (略)</p> <p>表-27 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p>  <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室 の再編)</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 組織改正に伴う変更

- ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
- ・所長室の再編

2. 職務分担見直しに伴う変更

- ・品質向上機能の強化
- ・原子燃料業務の一元化
- ・輸入廃棄物に係る業務の移管
- ・保修課職務分担の見直し

3. 記載の適正化

組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
- ・所長室の再編

(変更)

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第6条（原子力発電安全委員会）
- ・第8条（原子力発電安全運営委員会）
- ・第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）
- ・第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）
- ・第18条の4（資機材等の整備）
- ・第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）
- ・第90条（重大事故等対処設備）
- ・第90条の2（特重施設を構成する設備）
- ・第92条（運転上の制限の確認）
- ・第93条（運転上の制限を満足しない場合）
- ・第94条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・第95条（運転上の制限に関する記録）
- ・第126条（原子力防災組織）
- ・第136条（所員への保安教育）
- ・第137条（請負会社従業員への保安教育）
- ・第144条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第145条（保安に関する組織）
- ・第146条（保安に関する職務）
- ・第147条（原子力発電安全委員会）
- ・第148条（原子力発電安全運営委員会）
- ・第194条（原子力防災組織）
- ・第206条（所員への保安教育）
- ・第207条（請負会社従業員への保安教育）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以 上

職務分担見直しに伴う変更

職務分担見直しに伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・品質向上機能の強化
- ・原子燃料業務の一元化
- ・輸入廃棄物に係る業務の移管
- ・保修課職務分担の見直し

(変更)

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第90条（重大事故等対処設備）
- ・第102条（燃料の取替等）
- ・第105条の5（輸入廃棄物の管理）
- ・第144条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第146条（保安に関する職務）
- ・第172条の2（輸入廃棄物の管理）

以 上

記載の適正化

第 3 4 条（計測および制御設備）、第 7 8 条（外部電源）、第 9 0 条（重大事故等対処設備）および第 1 3 6 条（所員への保安教育）について、記載の適正化を行う。

（変更）

- ・ 第 3 4 条（計測および制御設備）
- ・ 第 7 8 条（外部電源）
- ・ 第 9 0 条（重大事故等対処設備）
- ・ 第 1 3 6 条（所員への保安教育）

以 上